

「阪神水道企業団における PFOS 及び PFOA への対応について」

有機フッ素化合物の一種である PFOS 及び PFOA につきましては、現在、水質管理上留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」に分類され、その目標値は合算で 50 ng/L 以下（暫定）とされています。

令和 8 年 4 月 1 日からは、水道法により検査の義務が課される「水質基準」に追加され、基準値は現在の暫定目標値と同じ合算値で 50ng/L となります。

当企業団では、浄水中の PFOS 及び PFOA の検査を年 4 回行っており、濃度は概ね 10ng/L 以下で推移している状況です。検査結果は当企業団のウェブサイトで公表しています。

検査の結果、通常より高い濃度で検出された場合は、浄水中の PFOS 及び PFOA が 50ng/L を超過しないよう、早めの対策を講じることとしています。

具体的には、浄水中の PFOS 及び PFOA が 20ng/L を超過した場合は、監視の強化（検査頻度の増等）や、PFOS 及び PFOA の除去に効果のある粉末活性炭の投入に向けた初動体制の確立等を図ります。

また、淀川から取水する水道事業体（当企業団を含む。）で構成される淀川水質協議会では、有機フッ素化合物の健康リスクに関する調査の推進等を環境省に要望しています。今後も引き続き、国の検討状況を注視していきます。